

保 護 者 様

令和 5 年 4 月 19 日

赤穂市立赤穂西中学校
校長 杉山 建一

気象警報発令時の対応について

春暖の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、本校の教育に対し格別のご協力とご支援を賜り感謝いたします。
さて、気象警報発令時には、下記の通り対応することとしますので、ご理解とご協力を
よろしくお願い致します。

記

1 対象となる警報 暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪

2 午前7時現在において警報が発令されている場合

- (1) 午前7時現在で、赤穂市、相生市、上郡町(兵庫県全域、兵庫県南部全域、兵庫県播磨南西部全域)のいずれかに警報が発令されている場合は、臨時休業の措置をとります。
(下線部の表示「全域」がない場合は、赤穂市、相生市、上郡町のいずれかに警報が発令されているかどうか確認願います。)
- (2) 警報発令の有無は、NHKテレビ又は兵庫県防災気象情報ホームページにより確認願います。(兵庫県防災気象情報 <http://hyogo.bosai.info/>)
- (3) 波浪、高潮警報発令により危険となる区域を通行する生徒は、保護者の判断により自宅待機とし、保護者は学校へ連絡して下さい。
- (4) 午前7時以降に警報が解除された場合について
 - ・臨時休業とします。(部活動は中止)
 - ・行事準備や公式試合等により、やむを得ず登校する必要がある場合は、該当生徒の登校について校長が決定します。

3 登校時間中に警報が発令された場合

- ・通常登校を継続して下さい。通学路の状況により登校が困難な場合は、保護者の判断により自宅待機とし、保護者は学校へ連絡願います。
- ・登校後、学校において出欠を確認し、下記4に準じて対応します。

4 登校後に警報が発令された場合

- 授業を短縮し、下校することを基本としますが、生徒の安全を第一に、下記の①～③に基づき、対応について校長が決定します。
- ①下校させることが危険であると判断した場合や、警報が早期に解除されることが予想される場合は、学校で待機します。
 - ②局地的な豪雨等の情報収集に努め、校区の状況により判断します。
 - ③帰宅しても保護者が不在等の生徒の家庭状況を考慮します。

5 臨時休業等を実施する場合は、連絡メールシステム等により連絡します。